

令和5年度 公文書開示状況（5月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号		
1	R5. 2. 27	R5. 4. 26	工事件名：平成28年度南海橋仮橋等設置工事 (1) 入札経過調書 (2) 工事請負契約書一式（契約変更に係る承諾書含む） (3) 工事検査調書	133	1													法人の印影は、公にすることによって偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、不開示とする。	港湾局 臨海開発部 開発企画課
2	R5. 3. 9	R5. 5. 8	・平成19年度 夢の島マリナー借受者選定委員名簿 ・平成24年度 夢の島マリナー借受者選定委員名簿 ・令和4年度 夢の島マリナー借受者選定委員名簿 ・東京夢の島マリナー借受者選定委員会設置要綱 ・平成19年度 東京夢の島マリナー借受者募集要項 ・平成24年度 東京夢の島マリナー借受者募集要項 ・平成29年度 東京夢の島マリナー借受者募集要項	129	1														港湾局 港湾経営部 経営課
3	R5. 3. 9	R5. 5. 8	(1) 平成19年度 選定委員の略歴等 (2) 平成19年度、平成24年度及び平成29年度 選定委員会 評価基準（案） (3) 平成19年度、平成24年度及び平成29年度 東京夢の島マリナー借受者選定委員会 採点結果比較表 (4) 平成19年度及び平成24年度 貸付料提案書及び事業計画書 (5) 平成19年度、平成24年度及び平成29年度 東京夢の島マリナー借受者選定委員会（議事録） 各2回分 (6) ヒアリング調査 聞き取り内容要旨等（告発対象BとA社の分） (7) 告発等の内容 一式 (8) 書面調査 回答様式 一式	246	1						1	1				1		(1) 氏名、所属名、役職名、メールアドレス、年齢、略歴、私生活に関する情報及び組織体の構成員としての個人に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第2号 理由：公にすることにより、特定の個人を認識することができ、個人の権利利益を害する恐れがあるため。 (2) 事業者名、電話番号、FAX番号、事業内容及び事業活動上の内部管理に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号 理由：公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (3) 配点、評価基準、得点に関する部分及び発言委員の氏名 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、配点、評価の詳細が明らかになる等、今後の東京夢の島マリナー借受者選定及び選定委員会の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。 (4) 事業収支計画に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号 理由：公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該事業者との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (5) 借受決定者以外の応募団体の企業情報及び貸付料提案額 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号 理由：公にすることにより、当該応募団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該応募団体との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6) 応募団体のプレゼンテーションに関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号及び第6号 理由：公にすることにより、当該応募団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該応募団体との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7) 都民ご意見箱等に送付されたメールの件名及びその内容に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：都民ご意見箱等に寄せられた提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 港湾経営部 経営課
4	R5. 2. 27	R5. 5. 9	株式会社エム・テック（本店所在地さいたま市宇和落高砂3-7-2、平成30年10月1日民事再生手続開始決定、同年11月20日破産手続開始決定、令和3年9月破産手続廃止決定）に対し発注された公共工事の時期、契約内容及び工事内容、並びに同社倒産時の出来高、及びその後の経緯（引継ぎ工事の担当企業、契約内容、工事内容等）の判明する資料	102	1													法人の印影は、公にすることによって偽造され犯罪に利用されるおそれがあるため、東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、不開示とする。	港湾局 東京港建設事務所 港湾整備課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R5. 3. 27	R5. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 提案書 (社名あり) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 提案書 (社名なし) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 スケジュール (社名あり) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 スケジュール (社名なし) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 予算内訳書 (社名あり) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 予算内訳書 (社名なし) ARTBAY TOKYO アートフェスティバル2022 サマリー版 採点個票 	216		1												<ul style="list-style-type: none"> 企画提案内容 東京都情報公開条例第7条第1号、第3号に該当 当該文書は第三者の著作物であり、かつ、未公表の著作物に該当するところ、著作権者から開示に同意しない旨の意思表示があったことから、著作権法の規定により公表することができないため。 企画提案内容については、法人独自の提案やノウハウ等が含まれることから開示によって他事業者に模倣されるなど独自性や創造性が損なわれるおそれがあり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 スケジュール 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 スケジュールについては、法人独自の提案やノウハウ等が含まれることから、開示によって他事業者に模倣されるなど独自性や創造性が損なわれるおそれがあり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 内訳項目・経費 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 予算内訳については、法人独自の提案やノウハウ等が含まれることから、開示によって他事業者に模倣されるなど独自性や創造性が損なわれるおそれがあり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 企画審査委員会名 東京都情報公開条例第7条第2号に該当 本情報を開示すると、今後、同種の事業において率直な評価や採点が阻害され協力を得られなくなるおそれがあり、事業の適正な遂行に支障をきたすため。 評価点 東京都情報公開条例第7条第3号に該当 本情報を公にすることにより、当該法人等の評価結果等が明らかになり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。 	港湾局 臨海開発部 誘致促進課	
6	R5. 3. 28	R5. 5. 11	<ul style="list-style-type: none"> 公共外貨コンテナふ頭施設等の管理運営に関する基本協定 (令和4年4月1日付) 東京国際クルーズふ頭の管理に関する基本協定 (令和2年7月1日付) 客船ターミナル施設等の管理に関する基本協定 (令和4年4月1日付) 竹芝客船ターミナル施設等の管理に関する基本協定 (令和3年4月1日付) 船舶給水施設の管理に関する基本協定 (令和3年4月1日付) 	26		1											法人の印影 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第4号 理由：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 東京港管理事務所 ふ頭運営課		
7	R5. 3. 28	R5. 5. 12	令和3年4月1日付 東京都八丈島空港の管理に関する基本協定	5		1											法人の印影の部分は、東京都情報公開条例第7条第4号に該当し、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 離島港湾部 管理課		
8	R5. 3. 14	R5. 5. 12	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 夢の島マリーナ借受者選定委員名簿 平成24年度 夢の島マリーナ借受者選定委員名簿 令和4年度 夢の島マリーナ借受者選定委員名簿 東京夢の島マリーナ借受者選定委員会設置要綱 	5		1												港湾局 港湾経営部 経営課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
9	R5. 3. 14	R5. 5. 12	(1) ヒアリング調査 聞き取り内容要旨等 一式 (2) 告発等の内容 一式 (3) 書面調査 回答様式 一式 (4) 第1回～第3回 東京夢の島マリーナ借受者選定に係る調査委員会 資料 (5) 第1回、第2回 東京夢の島マリーナ借受者選定に係る調査委員会 議事録 (6) 弁護士法律相談記録 全4回分 (7) 告発対象 A 社の社内調査報告書 一式 (8) 会議等議事要旨記録票及び配付資料	134		1												(1) 法人の印影 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第4号 理由：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある と認められるため。 (2) 氏名、所属名、役職名、メールアドレス、略歴、私生活に関する情報及び組織体の構成員としての個人に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第2号 理由：特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (3) 事業者名、事業内容及び事業活動上の内部管理に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号 理由：公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため。 (4) 都民ご意見箱等に送付されたメールの件名及びその内容に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：都民ご意見箱等に寄せられた提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ事直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (5) 借受者選定委員会における評価基準に関する部分及び選定委員会の事前説明に当たり、選定委員に渡した資料の内容 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、今後の東京夢の島マリーナ借受者選定及び選定委員会の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6) 「弁護士法律相談記録」のうち、法律相談に係る内容 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、今後の東京夢の島マリーナ借受者選定及び東京夢の島マリーナの管理運営事業に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7) 東京夢の島マリーナ借受者公募及び選定の事務に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、今後の東京夢の島マリーナ借受者公募及び選定の事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 港湾経営部 経営課	
10	R5. 5. 10	R5. 5. 19	「令和4年度新海面処分場しゅんせつ土砂有効利用検討調査委託」委託報告書一式	221		1												・受託者個人の氏名、電話番号、メールアドレスについて、特定の個人を識別することができ、個人の権利利益を害するおそれがあるため、不開示とする。 (東京都情報公開条例第7条第2号「個人情報」に該当) ・関連工事工程表について、今後の工事発注情報の開示により工事入札の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とする。 (東京都情報公開条例第7条第6号「行政運営情報」に該当)	港湾局 港湾整備部 計画課	
11	R5. 3. 30	R5. 5. 29	・令和4年度 夢の島マリーナ借受者選定委員名簿 ・東京夢の島マリーナ借受者選定委員会設置要綱	3		1												港湾局 港湾経営部 経営課		

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
12	R5. 3. 30	R5. 5. 29	(1) 告発等の内容 一式 (2) 第1回、第2回 東京夢の島マリナー借受者選定に係る調査委員会 議事録 (3) 会議等議事要旨記録票及び配付資料 (4) 令和4年度 東京夢の島マリナー借受者選定委員会 委員候補について	53		1													(1) 氏名、所属名、役職名、メールアドレス、年齢、略歴、私生活に関する情報及び組織体の構成員としての個人に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第2号 理由：特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (2) 事業者名、事業内容及び事業活動上の内部管理に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第3号 理由：公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (3) 都民ご意見箱等に送付されたメールの件名及びその内容に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：都民ご意見箱等に寄せられた提言・要望等は、都の広聴業務に関する情報であって、公にすることにより、将来の情報公開をおそれ率直な提言・要望等を得られなくなるなど、今後の当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (4) 東京夢の島マリナー借受者公募及び選定の事務に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、今後の東京夢の島マリナー借受者公募及び選定の事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 港湾経営部 経営課
13	R5. 3. 30	R5. 5. 29	(1) 調査報告書に係る決裁文書 (2) 選定方法の改善について詳細がわかるもの一式					1											(1) 調査報告書は、調査委員会において決定しているため、当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 (2) 選定方法の改善については今後検討していく事項であり、現時点において当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	港湾局 港湾経営部 経営課
14	R5. 4. 4	R5. 5. 30	・ 令和4年度 夢の島マリナー借受者選定委員名簿 ・ 東京夢の島マリナー借受者選定に係る調査委員会委員名簿	2	1															港湾局 港湾経営部 経営課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
15	R5. 4. 4	R5. 5. 30	(1) 平成 29 年度東京夢の島マリナー借受者選定委員会 (議事録) 2 回分 (2) 平成 29 年度東京夢の島マリナー借受者選定委員会 採点結果比較表 (3) 令和 4 年度東京夢の島マリナー借受者選定委員会 (議事録) 2 回分 (4) 令和 4 年度東京夢の島マリナー借受者公募 応募者名簿 (5) ヒアリング調査 聞き取り内容要旨等 一式	156		1												(1) 氏名、所属名、役職名、略歴、私生活に関する情報及び組織体の構成員としての個人に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 2 号 理由：特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 (2) 事業者名、事業内容及び事業活動上の内部管理に関する情報 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 3 号 理由：公にすることにより、事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。 (3) 配点、評価基準、得点に関する部分及び発言委員の氏名 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 6 号 理由：公にすることにより、配点、評価の詳細が明らかになる等、今後の東京夢の島マリナー借受者選定及び選定委員会の運営に支障を及ぼすおそれがあるため。 (4) 事業収支計画に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号 理由：公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該事業者との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (5) 借受決定者以外の応募団体の企業情報及び貸付料提案額 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号 理由：公にすることにより、当該応募団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該応募団体との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (6) 応募団体のプレゼンテーションに関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号 理由：公にすることにより、当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、募集要項の公表事項以外のものを公にすることにより、都と当該事業者との信頼関係が損なわれ、今後のマリナー公募事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7) 令和 4 年度借受者公募における応募者名及び応募者の事業計画に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第 7 条第 3 号及び第 6 号 理由：公にすることにより、当該応募団体の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるおそれがあるため。 また、公にすることにより、今後の公募及び選定に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 港湾経営部 経営課	